

資料 1 - 1	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第 8 回）
	平成 1 9 年 6 月 1 日

「エチレンオキシドに係る規制内容等」に対する 府民意見等の募集結果（概要）

- 1 募集期間 平成 1 9 年 4 月 1 8 日（水）～ 5 月 2 4 日（木）

- 2 提出件数 1 3 通（個人：7 通、団体・グループ：6 通）、3 0 件
いずれも、エチレンオキシド対策に関する意見等

- 3 主な意見等の要旨と対応（案）
 - （ 1 ）全体的な事項に関すること（ 7 件）
エチレンオキシドの有害性を考えると、規制の導入に賛成であり、アスベストのような被害が出る前に、早急に規制すべき。

 - （ 2 ）規制対象施設に関すること（ 5 件）
文化財保護におけるエチレンオキシドの燻蒸施設を追加すべきではないか。
病院の規制対象を 200 床以上に限定するのはどうか。規制を徹底すべき。
医療機関及び滅菌業の滅菌施設は、エチレンオキシドガスの年間使用量も指標に追加する方が、使用実態に即したものになるのではないか。

 - （ 3 ）規制基準等に関すること（ 3 件）
排出口での濃度基準などの数値基準を設定すべきではないか。
光触媒技術を応用した処理装置も規制基準の処理方式に追加すべき。
環境技術実証モデル事業に準じた規制値を設ける場合、週 1 回の測定結果の記録は事業者への負担が大きい。
ホルムアルデヒドの測定義務の負担軽減について、留意事項で指摘

 - （ 4 ）自主的な適正管理の促進に関すること（ 2 件）
裾きりされた病院に対しても、自主目標を作れるよう、対応されたい。
人口密集地にある施設には、より強く自主管理を促す必要がある。
医療機関が化学物質管理システムを構築して、自主的取組みを進めることの重要性を、留意事項として指摘

(5) その他の事項 (6 件)

規制を遵守するための処理装置の導入に対して、事業者の負担軽減のため、補助制度を設ける。

処理装置の普及を進めるため、改善命令や命令に違反した場合の罰則などを設ける必要がある。

猶予期間は、提案された 1 年に賛成。

設備投資が必要な施設が多いと思われるが、徹底した規制の実施を望む。

エチレンオキシドなどの発がん物質を取り扱う場合、販売側にも責任があり、安全策を講じた上で販売すべき。

異臭がすると危険を回避できるので、危険性があるものは異臭をつけるべき。

[備考] (1) ~ (5) 以外に、「規制に賛成」との主旨の意見が 7 件ありました。